



# 佐賀県公報

平成18年  
3月3日  
(金曜日)  
第 12724号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年三月三日

佐賀県知事 古川 康

### ○規則

- ◎佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (八・生産者支援課) 一  
告示

- 佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収事務の委託 (一二八・市町村課) 一

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

- 公共測量の実施

- 公共測量の終了

- 開発行為に関する工事の完了

- 唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟(北棟)その他建

- 築工事に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札

- 唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟(中棟)その他建

- 築工事に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札

- 唐津東中学校・唐津東高等学校普通教室棟(南棟)その他建築工

- 事に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札

- 公安委員会事項

- 警備業務に係る検定合格者審査

(公 告) 九

## 公布された規則のあらまし

- 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第八号)

- 1 経営等改善資金の貸付けの対象に、発光ダイオード式集魚灯の設置費用を追加することとした。(別表関係)

## ○告示

### ○佐賀県告示第二百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、平成十七年度に貸し付ける佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徵収の事務を次の者に委託した。

三 発光ダイオード式集魚灯	水産庁長官が定める発光ダイオード式集魚灯
附 則	設備型式認定基準に適合するものであること。

この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

平成十八年三月三日

佐賀県知事 古川 三 肇

取扱者の名称及び所在地	財団法人地域総合整備財团 東京都千代田区平河町11-1甲地番4号
代表者の出候	理事長 雪津 留

## ○ ◇ 印

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年4月21日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年3月3日

佐賀県知事 古川 三 肇

1 申請のあった年月日

平成18年2月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 ライフサポートハル
- (2) 代表者の氏名 福島龍三郎
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市神野東四丁目10番36号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者・障がい児に対し、障害者自立支援法および小規模作業所、レスナパイト・送迎サービス等に関する事業を行い、障がい者・障がい児など社会的ハンディキャップを持つ人たちが安心して暮し、社会の一員として自己実現を図るために、市民の誰

もが生き生きと安心して暮していくことのできる社会の創造に寄与することを目的とする。  
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年3月3日

佐賀県知事 古川 三 肇

1 作業種類 公共測量（2・3級水準測量）

2 作業期間 平成18年2月3日から平成18年3月25日まで

3 作業地域 小城市芦刈町及び杵島郡白石町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊万里市長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年3月3日

佐賀県知事 古川 三 肇

1 作業種類 公共測量（世界測地系へ座標変換）

2 作業期間 平成18年2月1日から平成18年2月10日まで

3 作業地域 伊万里市東山代町滝野

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年3月3日

佐賀県知事 古川 三 肇

1 開発区域に含まれる地域の名称  
唐津市浜玉町横田下字月岡1118番8、1118番9、1121番2、1122番4、

1122番5、1122番9、1122番10、1123番1、1124番、1203番、1204番1、  
1204番3、1213番1、1213番4、1213番6、1214番、1215番、1216番2及び  
1216番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市浜玉町浜崎324番地

株式会社シモカワ

(1) 住民が上記の加賀市役所に提出した申請書類第21号 第2条第2項の規定により建築一式工事Aの決定を受けていること。

(イ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領によ  
るセカイ止を、本工事の工事発注中止せば、山開口みに開け口までの  
賀県規則第21号) 第2条第2項の規定により建築一式工事Aの決定を  
受けていること。

信澤東中学校・信澤東高等学校監修特別教室係（北様）での他建築工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加

申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公表します。

よる、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

佐賀県知事 古川康

1 工事概要

(1) 工事名 唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟(北棟)その他

建築工事

(3) 工事内容 管理特別教室棟 鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋  
② 工事場所 唐津市

延べ面積2,320平方メートル  
渡り廊下 鋼筋コンクリート造 2階建

開放渡り廊下 鉄筋コンクリート造 長さ19.5メートル

(4) 王期 平成19年7月末まで

日までに、一棟延べ面積2,000平方メートル以上の建築工事の施工実績を有すること。

(乙) 監理技術者資格者証を有する者を専任の監理技術者として配置でき る者であること。
ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、監理技術者又は国家資格を有す る主任技術者を専任で配置できる者であること。
エ イの(乙)及びウで配置する技術者のうち、少なくとも1者はイの(乙)の施 工実績を有する者であること
(2) 構成員の数 2社とします。
(3) 出資比率 すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。
(4) 代表者の要件 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大である こととします。
(5) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで
3 入札参加申請書及び提出資料 (1) 公募型指名競争入札参加申請書 (2) 共同企業体協定書 (3) 共同企業体編成表 (4) 同種・同規模及び類似工事の施工実績調書及び実績を証する書類 (5) 配置予定技術者調書 (6) 経営事項審査結果通知書の写し (平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある もの)

4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所 (1) 交付期間 平成18年3月3日(金)から3月17日(金)まで(土曜日及 び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあ ては、午前9時から午後4時まで)とします。
5 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等 3(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札シス テムに登録(提出)するとともに、(2)の受付場所に持参するものとします。ま た、3(2)から(6)までは、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。
6 指名業者の選定 提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定します。 本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。
7 入札予定期 平成18年5月
8 その他 (1) この公告に掲げる指名及び入札は、平成18年2月佐賀県議会において、 当該工事に係る予算が成立しない場合は、中止します。この場合は、佐賀 県公報により公告します。 (2) 唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟(中棟)その他建築工事

又は唐津東中学校・唐津東高等学校普通教室棟（南棟）その他建築工事を落札した特定建設工事共同企業体の構成員が含まれる共同企業体は、当該工事の入札参加資格を喪失するものとします。

(3) 申請書、提出資料作成要領等については、佐賀県ホームページ（URL:<http://www.pref.saga.lg.jp>）に掲載するとともに、佐賀県県土づくり本部建築住宅課において配布します。

問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当  
電話番号0952-25-7116

唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟（中棟）その他建築工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年3月3日

佐賀県知事 古川 康

### 1 工事概要

(1) 工事名 唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟（中棟）その他建築工事

(2) 工事場所 唐津市

(3) 工事内容 管理特別教室棟 鉄筋コンクリート造 3階建

延べ面積3,619平方メートル

開放渡り廊下 鉄筋コンクリート造 長さ19.5メートル

(4) 工期 平成19年7月末まで

### 2 共同企業体に関する事項

- (1) 共同企業体の構成員の資格要件
  - (ア) すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。
    - (イ) 県内に本店を有する建設業者であること。
    - (ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により建築一式工事Aの決定を受けていること。
  - (エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札日までの間に受けていないこと。
- (2) 入札参加資格の確認基準日以前6月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (ガ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事情において、強い関連がないこと。
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (キ) なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。
- (メ) 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。
  - (ア) 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に基準日がある経営事項審査において建築一式工事の総合評点が870点以上であること。
  - (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - (ウ) 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。）として平成7年10月1日から平成17年9月30日までに、一棟延べ面積2,000平方メートル以上の建築工事の施工実績を有すること。

	(乙) 監理技術者資格者証を有する者を専任の監理技術者として配置でき る者であること。
	ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、監理技術者又は国家資格を有す る主任技術者を専任で配置できる者であること。
	エ イの(乙)及びウで配置する技術者のうち、少なくとも1者はイの(乙)の施 工実績を有する者であること。
(2) 構成員の数	2社とします。
(3) 出資比率	すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。
(4) 代表者の要件	最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大である こととします。
(5) 存続期間	ア 県工事の相手方となつた者 イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで
3 入札参加申請書及び提出資料	提 出 資 料 の 審 査 結 果 を 基 に、 本 県 の 指 名 基 準 に よ り 指 名 業 者 を 選 定 し ま す。
(1) 公募型指名競争入札参加申請書	本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。
(2) 共同企業体協定書	7 入札予定期
(3) 共同企業体編成表	平成18年5月
(4) 同種・同規模及び類似工事の施工実績調書及び実績を証する書類	8 その他
(5) 配置予定技術者調書	(1) この公告に掲げる指名及び入札は、平成18年2月佐賀県議会において、 当該工事に係る予算が成立しない場合は、中止します。この場合は、佐賀 県公報により公告します。
(6) 経営事項審査結果通知書の写し	(2) 唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟(北棟)その他建築工事 (平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある もの)
4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所	(1) 交付期間 平成18年3月3日(金)から3月17日(金)まで(土曜日及 び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあ ては、午前9時から午後4時まで)とします。
5 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等	(2) 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市 城内一丁目1番59号)電話番号0952-25-7166
6 指名業者の選定	(1) 受付期間 佐賀県電子入札システムによる受付及び書面の提出は、平成 18年3月10日(金)から3月17日(金)まで(土曜日及び日曜 日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあつては、 午前9時から午後4時まで)とします。
7 入札予定期	(2) 書面による受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担 当(佐賀市城内一丁目1番59号)電話番号0952-25- 7166
8 その他	



	(エ) 監理技術者資格者証を有する者を専任の監理技術者として配置できる者であること。	を有すること。
(1) ウ	共同企業体の代表者以外の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。	共同企業体の代表者以外の構成員は、監理技術者として配置できること。
(2) エ	イの(エ)及びウで配置する技術者のうち、少なくとも1者はイの(エ)の施工実績を有する者であること。	イの(エ)及びウで配置する技術者のうち、少なくとも1者はイの(エ)の施工実績を有する者であること。
(3) オ	構成員の数 2社とします。	構成員の数 2社とします。
(4) カ	出資比率 すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。	出資比率 すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。
(5) ハ	代表者の要件 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であることとします。	代表者の要件 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であることとします。
(6) ヒ	存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで	存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで
(7) バ	3 入札参加申請書及び提出資料 (1) 公募型指名競争入札参加申請書 (2) 共同企業体協定書 (3) 共同企業体編成表 (4) 同種・同規模及び類似工事の施工実績調書及び実績を証する書類 (5) 配置予定技術者調書 (6) 経営事項審査結果通知書の写し (平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある	3 入札参加申請書及び提出資料 (1) 公募型指名競争入札参加申請書 (2) 共同企業体協定書 (3) 共同企業体編成表 (4) 同種・同規模及び類似工事の施工実績調書及び実績を証する書類 (5) 配置予定技術者調書 (6) 経営事項審査結果通知書の写し (平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある
4 ジ	資料作成説明書の交付期間及び交付場所 (1) 交付期間 平成18年3月3日(金)から3月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあつては、午前9時から午後4時まで)とします。	資料作成説明書の交付期間及び交付場所 (1) 交付期間 平成18年3月3日(金)から3月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあつては、午前9時から午後4時まで)とします。
5 イ	入札参加申請書及び提出資料の受付期間等 城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7166	入札参加申請書及び提出資料の受付期間等 城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7166
6 ウ	3(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録(提出)するとともに、(2)の受付場所に持参するものとします。また、3(2)から(6)までは、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。	3(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録(提出)するとともに、(2)の受付場所に持参するものとします。また、3(2)から(6)までは、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。
7 エ	(1) 受付期間 佐賀県電子入札システムによる受付及び書面の提出は、平成18年3月10日(金)から3月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあつては、午前9時から午後4時まで)とします。 (2) 書面による受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 当(佐賀市城内一丁目1番59号)電話番号0952-25-7166	(1) 受付期間 佐賀県電子入札システムによる受付及び書面の提出は、平成18年3月10日(金)から3月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあつては、午前9時から午後4時まで)とします。 (2) 書面による受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 当(佐賀市城内一丁目1番59号)電話番号0952-25-7166
8 オ	6 指名業者の選定 提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定します。 本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。	6 指名業者の選定 提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定します。 本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。
9 ハ	7 入札予定期間 平成18年5月	7 入札予定期間 平成18年5月
10 ヒ	8 その他 (1) この公告に掲げる指名及び入札は、平成18年2月佐賀県議会において、当該工事に係る予算が成立しない場合は、中止します。この場合は、佐賀県公報により公告します。	8 その他 (1) この公告に掲げる指名及び入札は、平成18年2月佐賀県議会において、当該工事に係る予算が成立しない場合は、中止します。この場合は、佐賀県公報により公告します。

<p>(2) 唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟(北棟)その他建築工事又は唐津東中学校・唐津東高等学校管理特別教室棟(中棟)その他建築工事を落とした特定建設工事共同企業体の構成員が含まれる共同企業体は、当該工事の入札参加資格を喪失するものとします。</p> <p>(3) 申請書、提出資料作成要領等については、佐賀県ホームページ(URL: <a href="http://www.pref.saga.lg.jp">http://www.pref.saga.lg.jp</a>)に掲載するとともに、佐賀県県土づくり本部建築住宅課において配布します。</p> <p>問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 電話番号0952-25-7166</p> <p style="text-align: center;">○ 公取扱い標</p>	<p>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査(学科試験及び実技試験を受験しなければならない者に限る。)を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年3月3日</p>
<p>1 審査対象者</p> <p>2 略</p> <p>3 審査の実施日時及び場所</p> <p>4 検定試験の内容</p> <p>5 申</p>	<p>2 審査の区分</p> <p>(1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査 (2) 施設警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査 (3) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査 (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査 (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査</p>
<p>1 審査対象者</p> <p>委員長 榎 垣 南治子</p> <p>2 略</p> <p>3 審査の実施日時及び場所</p> <p>4 検定試験の内容</p> <p>5 申</p>	<p>3 審査の実施日時及び場所</p> <p>(1) 実施日時</p> <p>平成18年4月7日(金曜日)13時30分から16時30分まで。 なお、13時までに(2)の実施場所に集合してください。</p> <p>(2) 實施場所</p> <p>ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)</p>
<p>1 審査対象者</p> <p>廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの</p>	<p>4 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業に関する基本的な事項に関すること。 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務の実施に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 ウ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 申</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成18年3月13日(月曜日)から平成18年3月24日(金曜日)まで(土</p>

	(1) 曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
(2) 申請書類の提出先	<p>ア 佐賀県内に住所地を有する警備員 　旧合格証明書の交付申請を行った警察署又は住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>イ 佐賀県内に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p>
6 申請書類	<p>住所地又は当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>ウ 佐賀県外に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p>
7 審査の手数料等	<p>当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>エ 佐賀県公安委員会が交付した旧合格証を有する警備員で、佐賀県外に住所地を有するもの及び佐賀県外の営業所に所属するもの</p> <p>佐賀県内のいずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p>
8 審査結果の通知	審査結果は、当日、検定合格者審査の実施場所において行い、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付します。
9 その他	(1) 申請は、申請者本人が行うものとします。ただし、当該申請人が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認めます。
10 問い合わせ先	<p>(2) 申請書の住所の記載に当たっては、字名、番地等を省略することなく、住民票に記載されているとおり正確に記載してください。</p> <p>(3) 審査に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する上履き及び旧検定合格証を持参してください。</p> <p>検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。</p>